

保護者各位

日出町長 本 田 博 文

緊急事態宣言の解除に伴う私立保育所等の利用について

日頃より、本町の保育行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

日出町では、新型コロナウイルス感染拡大防止及び予防の観点から、4月20日（月）～5月31日（日）までの間、登園自粛の要請をしておりましたが、このたび大分県が「緊急事態宣言区域」から外れたことを受け、下記のとおり変更することといたしました。

自粛につきましては、解除となりますが、まだ完全終息には時間がかかることが想定されます。

引き続きのご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛の要請期間

【変更前】令和2年5月31日（日）まで

【変更後】令和2年5月24日（日）まで

（ただし、状況に応じ変更される場合があります）

2. 登園を自粛した場合の利用者負担額（保育料）の取り扱いについて

保育料の徴収のある、3号（0～2歳児）認定児の保育料については、日数に応じて日割り等により減免措置を行います。実際の手続き詳細については、後日改めてご案内いたします。

3. 留意事項

- ・発熱時や感染が疑われる場合は、登園を控えていただきますようお願いいたします。
- ・感染予防のため、朝の検温、うがい、手洗いの徹底についてご協力をお願いいたします。

担当：子育て支援課子育て支援係
TEL：0977-73-3177